ロ　波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）・（二）　［略］

（三）　五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　［略］

二　平均出力が八〇ワットを超えるもの

2　［略］

（四）～（十）　［略］

ハ　［略］

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、五七〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二・〇ワットを超えるもの

二　一、五七〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

2～5　［略］

（二）～（六）　［略］

ホ・ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九　［略］

十　船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］

ハ　超電導式推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの

ニ～ト　［略］

チ　潜水艇用に特に設計した永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの

十一～十四　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用のガスタービンエンジンであって、第二十五条第三項第二号イからホまで、ト若しくはヌ、同項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項第一号に該当する技術を用いたもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ　次の全てに該当するもの

（一）　本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

（二）　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、当該エンジンを搭載する航空機に対

ロ　波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）・（二）　［略］

（三）　五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　［略］

二　平均出力が五〇ワットを超えるもの

2　［略］

（四）～（十）　［略］

ハ　［略］

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一・五ワットを超えるもの

二　一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

2～5　［略］

（二）～（六）　［略］

ホ・ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九　［略］

十　船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］

ハ　超電導式推進機関又は永久磁石を用いた電気推進機関であって、出力が〇・一メガワットを超えるもの

ニ～ト　［略］

［新設］

十一～十四　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

イ　第二十五条第三項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第二十七条第六項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するものを除く。

（一）　次の全てに該当するもの

1　本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの